

Title	日本の情報保護立法：ヨーロッパの厳格主義とアメリカのレッセフェールの間で
Author(s)	ブフナー, ベネディクト; 平田, 健治
Citation	阪大法学. 54(2) p.151-p.165
Issue Date	2004-07-31
oaire:version	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54979
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

日本の情報保護立法

——ヨーロッパの厳格主義と

アメリカのレッセフェールの間で——

ベネディクト・ブフナー

平 田 健 治／訳

I 序

情報保護は、現在の日本において非常にアクチュアルな問題である。二〇〇三年五月に参議院は、私企業ならびに公共団体による個人情報⁽¹⁾の取り扱いを規律する合計五つの法案を可決した。これによって初めて日本でも個人情報保護に関する包括法⁽²⁾ができた。日本の立法者は、情報保護法を作り出すに際して、アメリカの道もヨーロッパの道もとらず、その「中間の道」をとった。アメリカ法に対して、日本の情報保護法はさらに先を行っている。すなわち個人の情報取扱について、若干の部門ごとの規律のみならず、民間事業者の情報取扱⁽³⁾、⁽⁴⁾を法的規律の下に置いている。他方で、原則として情報取扱の包括的禁止を規定し、あらゆる情報取扱につき、明示の法規定もしくは

明示の契約による許諾を要求しているヨーロッパの立法者ほどには先に行かなかった。⁽³⁾

まさに日本の情報保護法のこのような中間的位置ゆえに、その将来の展開と成果がアメリカ人とヨーロッパ人にとっても特別な興味をひく。重要な機能が、特にアメリカ合衆国とヨーロッパの「架け橋」としての機能が、日本法に与えられうる。ヨーロッパとアメリカは、民間の情報取扱部門の規律において、今なお相互に広く無理解で和解できない形で対立している。⁽⁴⁾ヨーロッパの情報保護法は、アメリカ人にとって、規制しすぎて国家的後見の恐るべき一例である。逆に、ヨーロッパ人にとって、アメリカ合衆国の欠陥の多い情報保護法は、個人の保護に値する利害を無視し、商業的利益を不当に優先していることを意味する。しかし世界は電子取引と国際取引のためにますます一体となりつつ成長しているので、ヨーロッパとアメリカは、情報保護（それは消費者保護としてまさに国境を越える取引の浮沈にとつて大きな重要性が与えられるが）の領域でも、協調しながら進まねばならない。⁽⁵⁾個人情報保護の保護に関する基本方針について日本の情報保護法は、この点で、場合によっては、しかるべき合意の基礎を示しているかもしれない。

日本の情報保護法をより詳しく評価することは目下のところなお時期尚早である。一つには、情報保護に関する規律は、一部はいまだ施行されていない―例えば、民間部門での情報取扱の規律は二〇〇五年四月が予定されている。⁽⁶⁾他方では、中心的な諸問題がまだ最終的に解明されていない―例えば、監督や情報保護規定の実施が各主務大臣によってどのように個別的に調整されるべきか、どの程度補充的な部門別の規律が作成されるべきか、特に、通信、金融サービス、健康、労働の各領域において。⁽⁷⁾しかしこれから述べることは、新法にちなんだ、若干の原則的な事柄の比較考察である。したがって、私は以下アメリカとヨーロッパでの情報保護の状況を概略的に説明し、それらと日本法を結びつけ、日本法を国際的文脈に位置づけることもしたい。

II アメリカ合衆国の情報保護 — 民間の情報取扱規制における抑制

アメリカ合衆国では、情報保護は、今日までまず第一に国家の官庁に対する保護である。国家の情報取扱についてのみ、情報に関する自己決定権が従来一般的承認を得ているにすぎない⁽⁸⁾。これに対して、民間部門は何ら情報取扱につき一般的制限には服していない。自分自身にかかわる情報の取扱からの個人の保護は、この場合、結果として、限定された適用領域をもち、異なる保護水準の、部門ごとの情報保護規律の確立に制限されている。アメリカの情報保護法における重要な部門別規制として以下のものが挙げられる。

- 一九七〇年制定の公正信用報告法 (Fair credit reporting Act)。連邦レベルでの最初で現在もなお最も重要な情報保護法で、信用情報センターの情報取扱実務を規制するもの⁽⁹⁾。
- グラム・リーチ・ブライリー法 (Gramm-Leach-Bliley Act)。金融機関に自己の情報取扱実務についての開示を義務づけ、第三者である事業者には非公的個人情報提供を制限するもの⁽¹⁰⁾。
- 通信部門では以下の三法が情報保護法として重要である。ケーブル通信ポリシー法 (Cable Communications Policy Act)⁽¹¹⁾、電子通信プライバシー法 (Electronic Communications Privacy Act)⁽¹²⁾、電気通信法 (Telecommunications Act)⁽¹³⁾ であり、一定の通信情報ないし通信の秘密それぞれ自体を保護するもの。
- オンライン領域では、一九九八年の児童オンラインプライバシー保護法 (Children's Online Privacy Protection Act) のみが現在のところ存在し、一三歳に満たない児童の情報取扱を規制するもの⁽¹⁴⁾。
- 二〇〇三年四月以降保健機関においても個人を特定できる健康情報のプライバシー基準 (Standards for Pri-

Privacy of Individually Identifiable Health Information) の施行で統一的な情報取扱基準が妥当している。⁽¹⁵⁾

多数の情報保護規制にもかかわらず、アメリカ合衆国の民間の情報取扱者に対する情報保護「規制」はまったく断片的である。個々の規制はそれぞれ異なる保護基準を含むのみならず、その多くは、重大な保護の欠缺を有する。さらに、多くの領域—例えば、オンライン領域やマーケティング領域—は従来わずかしがあるいは全く規制されておらず、情報を取り扱う者は全く自由に振る舞うことができる。

アメリカの立法者の抑制的態度については、とりわけ以下の三つの理由を挙げることができる。

- 一 アメリカ合衆国における、私的生活領域に対していかなる形式であろうと国家が介入することに対する不信。⁽¹⁶⁾
- 二 民間部門による情報取扱について、一般的にあまり心配しない見方。—ヨーロッパ、とりわけドイツにおいては情報に関する自己決定権は、個人の人格発展とさらにそれを超えて個人のデモクラシー能力と参加能力にとって基本的意義を与えられるのに対し、アメリカ法では、かような信念は生じてこなかった。第三者が個人情報を容易に入手できることは、アメリカの見方からは、幾分の不快感 (general level of discomfort) を生じさせるかもしれないが、広く流布した考えによれば、私人の行為を国家的に規制することを正当化するようなやむを得ない利害がそこにかかわっているわけではないとされる。⁽¹⁷⁾

三 三番目のかつ最も重要な観点が、アメリカ憲法修正一条の言論と出版の自由である。私的領域、すなわち個人の情報保護法上の利益が制約されることは、アメリカ合衆国では、修正一条の言論と出版の自由をまず一番に尊重することが重要な社会の不可避的随伴現象として、甘受される。アメリカ的立場からは、言論、出版の自由と情報

保護が直接衝突する⁽¹⁸⁾。日本でメディアと作家も情報保護法で把握されるべきかという点で激しい議論が展開されたように、日本の情報保護法の前史を刻印したのも同じ衝突である⁽¹⁹⁾。日本の立法者は、出版と放送を広く法の適用領域から除外することで、この衝突を解消した⁽²⁰⁾。もちろん、このような領域に限定した例外を設けることは、アメリカの修正一条の憲法上の枠組を満たすことはないだろう。修正一条の意味での言論の自由は、情報保護法の文脈では、真実を語ることができる権利というように包括的に理解される。すなわち、言論の自由は、古典的な言論・出版の自由のみならず、あらゆる情報取扱―データの収集、利用、提供―を保護する。したがって、結果として、例えば、マーケティング目的で顧客情報を収集する電話会社や信用情報を第三者に提供する信用情報センターは、修正一条の言論の自由を援用する「ことができる」⁽²¹⁾。

Ⅲ ヨーロッパにおける情報保護―許諾留保をとまなう情報取扱禁止の原則

ヨーロッパの立法者も、言論の自由とプライバシーの保護の間の衝突に心を砕いた。ヨーロッパ情報保護指令九条は、各加盟国の情報保護法は、情報保護規定を、表現の自由、情報取扱の自由を維持するために必要なかぎりで、制限せねばならないことを規定する。しかし、情報取扱の優遇の要件は、情報取扱がジャーナリスト的な、文学的な、または芸術的表現のためにのみなされることである。すなわち、ヨーロッパ法も日本法も言論の自由の保護において、アメリカ法の程度には至っていない。特に、純商業的目的のために個人情報を取り扱うこと―例えば、顧客情報、マーケティング情報、信用情報の場合―は、情報取扱の優遇された形式には含まれない。

アメリカの情報保護法においては、情報の自由が情報保護に対して原則として優位に立つのに対して、ヨーロッパ法は反対の評価を下している。すなわち原則は情報取扱の自由ではなく、情報取扱の禁止である。情報取扱は、

本人が当該情報取扱に同意したか、当該情報取扱が法定の許可要件に当てはまる場合にのみ許される（いわゆる許諾留保をとまなう禁止原則⁽²²⁾）。そのような法的許可要件は主として以下のような情報取扱を含む⁽²³⁾。

- 契約上のまたは法的義務の履行に必要なもの
- 生命に重大な利益の維持のために必要なもの
- 公的使命の履行に必要なもの

法定の許容要件が介入しない場合には、個人情報の第三者による取扱が許されるか否かの唯一の判断権は本人に存する。ヨーロッパの情報保護法は、以上により、広く情報に関する自己決定権を考慮している。これは、個人は、自己の個人的生活事実につき、いかなる場合に、どのような限界で、開示されるかにつき、原則として自ら決定できることを意味する⁽²⁴⁾。自己の個人情報の開示、利用についての個人的、コントロール・自己決定はヨーロッパ情報保護法の中心的役割を占めている。

IV 日本の情報保護 — 信頼と配慮の原則

この、個人によるコントロールという観念自体は、アメリカ法や日本法の基礎にもあるものである。アメリカ法における情報プライバシーは「個人情報取得、開示、利用される条件をコントロールできる個人権」とおおよそ定義されている⁽²⁵⁾。そしてまた日本の情報保護コンセプトも、個人のコントロールという観念に依拠している。すなわち個人の情報利用のコントロールを自らなすことを求める個人の原則的権利がそこでは問題となっている⁽²⁶⁾。それ

にもかかわらず、日本法においては、個人のコントロールというコンセプトは、ヨーロッパ法と同程度の具体化を見てはいない。日本の情報保護法によっても個人は、自己の情報の第三者による利用についての個別的コントロールを制約内で行使できるにすぎない。個人の許可を要するのは、情報取扱者が個人情報⁽²⁷⁾を第三者に提供しようとする場合と情報取扱者が情報を本人に当初通知した目的以外に利用しようとする場合⁽²⁸⁾に限られる。それ以外については、個人情報の取扱についての本人の同意は問題とならない。むしろ、情報取扱者は、情報収集の前に、いかなる目的で個人情報⁽²⁹⁾を収集し利用するかを、本人に説明するか、第三者から収集する場合には遅滞なく取扱目的を本人に通知することで十分である。すなわち、本人は情報提供されるが、これと自己の情報についてのコントロールが必然的に結びついているわけではない。

このような日本の法律の特性は、ヨーロッパの情報保護法のコンセプトとの根本的相違を示唆している。

すなわち日本の「規律の」起点は、すべての当事者がお互いに情報を得ており、信頼しあっており、公正に共存しているというイメージの上に組み立てられているということで特徴づけられる。情報取扱者は個人に情報提供し、情報収集に際し公正かつ誠実に行動し、自己の約束を守る。ヨーロッパの情報保護法はそのような根本的信頼を知らず、むしろ「最悪の事態」から出発している。すなわち、自己の経済力と優越した知識を、最大限の情報を獲得し、そこから個人のプライバシーの犠牲の下に最大限の経済的利益を引き出すために用いる情報取扱者を前提としている。情報保護法の文献は、これに対応して個人の歯止めなきデータ処理という危険について詳しく扱っている。個人が自己の情報をコントロールすることは、このような観点からは、情報取扱者と本人の間に少なくとも一定の力のバランスを作り出すために、必然的な一歩なのである。⁽³⁰⁾

V 個人の自己決定の事実上の転換の問題

しかし、ヨーロッパ法における情報保護法の努力は、個人に自己決定権を与えることに決してとどまってははいない。たとえ個人が自己の情報に対する権利を有するとしても、このことが必然的に、個人がこの権利を有効に行使しうることを意味するわけではない。⁽³¹⁾懸念は、むしろ個人が自己の権利を押し通す力も知識も有しないことである。例えば、事業者が法律行為締結の際に、個人が自己の個人情報を取り扱いについても同意することを要求する場合には、事実上、否という可能性を有しないという懸念である。さらに、個人が自己の情報取扱に同意する際——個人がそのことに注意を払わないのであれ、必要な理解が欠けるのであれ、何らかの提供によって同意を買い取らせるのであれ——に、その同意がもたらす帰結を意識していないという懸念がある。したがって、情報取扱への同意という要件、これはまさにそれ自体情報にかかわる自己決定の表現であるが、部分的にはかなり消極的に評価される。他方、個人に自己の情報に関する自己決定権についての自立的、自己責任的扱いの能力がないとする場合に、いかなる別の選択肢を取り上げようとするのが問題となる。おそらく考えられるのは、禁止と命令による情報保護のさならなる法化ぐらいであろう——しかし、それは、情報保護法が今日すでにその規定の実効性が欠けていることに苦しんでいるため、よりいっそう説得的ではない方法である。⁽³²⁾情報保護の詳細な法化は現実の実務と矛盾する。多様な多くの規範、個別規定の詳細さは、権利者にとっても義務者にとっても同様に、遵守し主張をすることは言うに及ばず、自己の権利義務を知ることを困難ならしめる。

VI 情報保護コントロール

実効性の欠如という問題により、同時に、私の叙述の、次のかつ最後の点を示したことになる。すなわち情報保護規律の監督と執行という問題である。原則として、この点について、以下の三つの異なるコントロールシステムが考慮できる。⁽³³⁾

— とりわけ本人に、情報取扱者に対する照会と訂正を求める権利が与えられることにより可能となる、本人自身による「本人コントロール」

— いわゆる情報保護受任者という形式の情報取扱担当部署による「自己コントロール」
— 国家が特別な情報保護監督官庁に監督業務を与える「第三者コントロール」

日本の情報保護立法

アメリカ合衆国にとって、とりわけ、国家の独立した情報保護監督庁を通しての国家の「第三者コントロール」は、ヨーロッパにおける自由市民の国家による規制と後見の⁽³⁴⁾シンボルである。日本の情報保護立法の段階でも、独立した情報保護庁の設立が要求されたが、否定された。すなわち当初野党から主張された独立した情報保護庁の要求は、政府により、現下の規制緩和の努力に反するものとして拒否された。⁽³⁵⁾しかし、日本においても、国家による第三者コントロールは存在する。日本法によれば、情報保護法上の規律の監督と実施については、主務大臣が責任を負う—その際、個々の大臣の管轄は、具体的な情報取扱者がどの部門に属するかによりまず判断される。⁽³⁶⁾

利害関係者による「本人コントロール」の理念も日本法の基礎にある。情報取扱事業者は、本人に情報取扱の目的を情報提供せねばならず、保存されている情報についての情報提供をせねばならず、その修正要求にも応ずる必要がある。⁽³⁷⁾個人はこのようにして一定の範囲ではあるが、自ら情報取扱の態様をコントロールできるようにされている。これに対して、事業内部で情報保護を受任された者による「自己コントロール」システムは日本法には強制的なものとしては受け入れられていない。⁽³⁸⁾もともと二〇〇四年四月の閣議決定「個人情報保護に関する基本方針」によれば、事業者の情報保護管理者の任用は、事業者が講ずべき重要な措置とされている。⁽³⁹⁾

将来については、最後に以下のことも考慮されるべきである。すなわち、不当に情報取扱を受けた者のための個人の特別な救済手段が日本の情報保護法にどの程度受容されるべきかの点である。まず考えられるのは、被害者に、介入が義務づけられている情報保護監督官庁に相談する可能性を認めることである。従来の日本法によれば、情報保護法規違反の場合に行動を起こすか否かは監督大臣の裁量に依存している。⁽⁴⁰⁾さらに、不法行為に加え、情報保護法上の責任規範を導入することが考えられよう。個人の有効な権利保護の要請によりよく対処するために、ヨーロッパ法に依拠して、独自の責任構成要件の枠内で、立証責任の転換や無過失責任を創設することが考えられよう。⁽⁴¹⁾

VII まとめ

以上の私の話の目的は、若干の点を素材に、日本、アメリカ、ヨーロッパにおける情報保護法上の規律端緒の相違と共通性を述べることであった。日本は、その際中間の道をとった。すなわち、一方では、—そのかぎりではアメリカ法を超えて—原則的に、公私の情報取扱のすべての領域を把握する包括的な情報保護法を公布した。他方で

は、日本法は、ヨーロッパ法と比較すると、より厳格でもなく、より不信的でもない。日本法は、ヨーロッパ法と異なり、関係者が公正かつ信頼的に相互に交流することの能力と覚悟に信頼している。このような日本の中間の道が将来の情報保護法の要求にどのように対処するかを我々は関心をもって見守りたい。

著者の紹介

本論文は、ブフナー氏が大阪大学法学研究科附属法政実務連携センター招へい研究者として短期滞在された折りに、EU科研究会第二ユニット研究会の報告として二〇〇四年三月一六日になされたものの翻訳である。ブフナー氏は、アウクスブルク大学でベール教授の下で「国際管轄法における原告・被告の保護」というタイトルの博士論文を書き、目下、ミュンヘン大学の国際私法研究所（所長はケーラー教授）の助手を務めつつ、教授資格取得論文の執筆中である。カリフォルニア大学に留学経験があり、修士号を同大学で取得されている。今回の報告は、研究会側の要請に応じ、日米欧の個人情報保護の基本的スタンスを比較していただいた。語学上の制約から、日本法にはあまり深い分析はなされていないが、教授資格取得論文執筆に向けて準備されている問題関心の一端を披露していただいた。当日の報告後の議論では、もう少し法の機能の多層性や、各法秩序に固有な事情を考慮しないと、有効な比較にならないのではないかななどの意見が出された。ただ、それを短時間で報告するのは無理で、基本的枠組理解には有益な素材と視角を時宜に即して提供していただいた。我々自身がどう考えるのかという課題が突き付けられた思いがする。

- (1) *Shizuo Fujiwara*, Kommentar zum Datenschutzgesetz (2003), S. 9; zur Entwicklung der japanischen Datenschutzgesetzgebung aus deutscher Sicht siehe auch *Robnagel / Scholz*, Datenschutz in Japan, DnD 2000,

454.

- (2) *Kojinjoho-Hogo-Ho (Act on Personal Information Protection)*.
- (3) EU情報保護指令 (Richtlinie 95/46/EG, ABl. EG vom 23. 11. 1995, Nr. L 281/31) 七条を参照。七条は加盟国が個人情報取扱を認めうる場合の包括的カテゴリーを含む。
- (4) ヨーロッパとアメリカ合衆国の規律端緒が異なることをアメリカ側からみたものとして例えば、*Cate, Privacy in the Information Age (1997), S. 47 f.*: ヨーロッパは、最初のプライバシー立法の場所であり、現在では世界でもっとも包括的な情報プライバシー保護のある場所である。: 「ヨーロッパに比べ」情報プライバシーに対してより大きな保護を与える規制を有するは「ヨーロッパ以外に」アメリカ合衆国とより大きなコントロールを示す規制を想像することは困難である。EU情報保護指令の外国への個人情報の引渡に関する規律に関してアメリカとヨーロッパが対立したことも特徴的である。前記指令二五条によれば、引渡が許容されるには第三国における「妥当な保護水準」が必要である。アメリカへのデータ引渡について *safe harbor* 原則という形でなされた妥協によって両当事者は満足していない。ヨーロッパの情報保護の担い手からは、この原則は十分ではなく、アメリカの立場からは、ヨーロッパの観点にあまりに譲歩したものとみられる。
- (5) 以下のものを参照された。Reidenberg, *E-Commerce and Trans-Atlantic Privacy*, 38 *Hous. L. Rev.* 717, 718 (2001): 約一〇年にわたり、アメリカ合衆国とヨーロッパは、個人情報保護に関する衝突を前もって処理してきた。情報保護指令に従う包括的な保護のヨーロッパにおける国内法化とアメリカにおける企業の自己規制の間で、汎大西洋プライバシー政策は調和がない状態が続いてきた。今や電子取引の急激な成長がこの長い前処理の背景をもつ汎大西洋プライバシー政策の対立を照らし出している。
- (6) *Shizuo Fujiwara, Kommentar zum Datenschutzgesetz (2003), S. 151.*
- (7) *Privacy and American Business, Special Issue on Consumer Privacy in Japan and the New National Privacy Law (November 2003), S. 23.*
- (8) Siehe den *Federal Privacy Act (1974), 5 U. S. C. § 552*, beziehungsweise seine *Pendants auf bundesstaatlicher Ebene*.

- (9) 15 U. S. C. §§ 1681 ff.
- (10) 15 U. S. C. §§ 501 ff.; der Gramm-Leach-Bliley Act stammt aus dem Jahre 1999 und ist auch unter dem Namen Financial Modernization Services Act bekannt.
- (11) 47 U. S. C. §§ 521 ff.; § 551 des Cable Communications Policy Act gibt Kabelkunden ein Informations-, Zugangs- und Korrekturrecht. Die Verarbeitung von Kundendaten ist nur unter bestimmten Voraussetzungen zulässig.
- (12) 18 U. S. C. §§ 2510 ff, §§ 2701 ff.; Schutzgegenstand des Electronic Communications Privacy Act (ECPA) ist die Vertraulichkeit der Kommunikation.
- (13) 47 U.S.C. § 222. 本条は、顧客情報の取扱を規律し、電気通信事業者による利用・引渡は法律上認められている場合か顧客自身が同意した場合にのみ許される。
- (14) 15 U. S. C. §§ 6501 ff.
- (15) 15 U.S.C. Privacy Rule (45 C. F. R. §§ 160, 164)。この基準は連邦一律の最低限であり、より厳格な各州法はそれと並んでなお有効性を保持する。
- (16) *Vergleiche Reidenberg, Setting Standards for Fair Information Practice in the U. S. Private Sector*, 80 Iowa L. Rev. 497, 501 (1995).
- (17) So etwa die Entscheidung des U. S. Court of Appeals in *U. S. West, Inc. v. FCC*, 182 F.3d 1224, 1235 (10th Cir. 1999)。例えば、アメリカ連邦控訴裁判所判決 *U. S. West, Inc. v. FCC*, 182 F.3d 1224, 1235 (10th Cir. 1999) は人々が我々に関する情報に容易にアクセスできるという事実を知ることを生ずる不快の一般的レベルは、実質的な国家の利害にまで上昇するとは限らないと述べる。
- (18) Zu diesem Konflikt im amerikanischen Recht siehe einerseits *Volokh, Freedom of Speech and Information Privacy: The Troubling Implications of a Right to Stop People From Speaking About You*, 52 Stan. L. Rev. 1049 (2000) und andererseits *Schwartz, Free Speech vs. Information Privacy: Eugene Volokh's First Amendment Jurisprudence*, 52 Stan. L. Rev. 1559 (2000).

- (19) Siehe die Berichterstattung in den japanischen Medien : The Japan Times vom 24. Mai 2003 (Magazines to fight on over new privacy laws⁵⁾ ; Japan Today vom 26. Mai 2003 („Goodbye freedom of speech“).
- (20) Siehe § 50 Abs. 1 Nr. 1 des Personal Information Protection Act.
- (21) 例えは、U. S. West, Inc. v. FCC, 182 F.3d 1224 (10 th Cir. 1999) が、マーケティング目的での顧客情報の取り扱いについて顧客の事前の明示の同意を必要とする(オプトイン)のは修正第一条を調和しなると述べた。
- (22) Art. 7 der Richtlinie : „Die Mitgliedstaaten sehen vor, dass die Verarbeitung personenbezogener Daten lediglich erfolgen darf, wenn eine der folgenden Voraussetzungen erfüllt ist : ...“.
- (23) Im Einzelnen : Art. 7 Buchst. b) bis f) der Richtlinie.
- (24) Siehe zum Konzept der informationellen Selbstbestimmung aus Sicht des deutschen Rechts das Volkszählungsurteil des Bundesverfassungsgerichts vom 15. Dez. 1983 (BVerfGE 65, 1, 42).
- (25) So die Definition der amerikanischen *Information Infrastructure Task Force* („Principles for Providing and Using Personal Information“), Rechtsprechung und Rechtslehre stützen sich auf gleiche oder ähnliche Definitionen ; siehe *United States v. Reporters Comm. for Freedom of the Press*, 489 U. S. 749, 763 (1989) ; *Westin, Privacy and Freedom* (1967), S. 7.
- (26) Siehe *Privacy and American Business*, Special Issue on Consumer Privacy in Japan and the New National Privacy Law (November 2003), S. 5 : „By 1980, the Japanese concept of ‚privacy‘ had broadened to include a general claim of individuals to control information about themselves“.
- (27) Siehe § 23 des Personal Information Protection Act.
- (28) Siehe § 16 des Personal Information Protection Act.
- (29) Siehe zusammenfassend *Privacy and American Business*, Special Issue on Consumer Privacy in Japan and the New National Privacy Law (November 2003), S. 18.
- (30) 例えは、Simiatis, Kommentar zum Bundesdatenschutzgesetz (2003), § 1 Rdn. 51 は、個人が自己の個人情報に対する影響力をもたない場合には、個人が道具化されてしまう危険を語る。

- (31) Grundlegend zum Folgenden *Simitis*, Kommentar zum Bundesdatenschutzgesetz (2003), § 4 a Rdn. 2 ff.
- (32) Zum Problem des Vollzugsdefizits vor allem in der (grenzüberschreitenden) Online-Welt siehe *Rofnagel*, in: Handbuch Datenschutzrecht (2003), Kap. 3, 4 Rdn. 18 f.
- (33) *Vergleiche Gola/Klug*, Grundzüge des Datenschutzrechts (2003), S. 100 f.
- (34) 例えは以下を参照されたい。Cate, *Privacy in the Information Age* (1997), S. 200 : 大抵の論者は、ヨーロッパ指令に沿った立法がもしアメリカ合衆国で採用されたならば、官僚的悪夢となるだろうことに同意した。
- (35) *Privacy and American Business*, Special Issue on Consumer Privacy in Japan and the New National Privacy Law (November 2003), S. 15 f.
- (36) Zu den Aufgaben und Zuständigkeiten der Ministerien siehe die §§ 32 ff. des Personal Information Protection Act.
- (37) *Siehe § 15 (Zweckfestlegung), § 25 (Auskunft), § 26 (Korrektur) des Personal Information Protection Act.*
- (38) ヨーロッパ法においても自己コントロールの手段としての内部情報保護受任者の設置は強制的なものではなく、多くのコントロールの選択肢の一つに過ぎなく (*Gola/Schomerus*, Bundesdatenschutzgesetz Kommentar (2002), § 4 f Rdn. 2)。ドイツ法では情報保護受任者の設置は義務づけられている (*siehe § 4 f BDSG*)。この点は公共団体では一般的に、民間事業者では一定の規模以上のものあるいは情報取扱の種類に依存して妥当する。
- (39) 訳者注 本閣議決定は平成一六年四月二日になされ、個人情報保護法の第七条第一項が政府に基本方針を策定する義務を課していることに対応する。内容は、国、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示し、これに則して具体的な実践がなされることを要請している。
- (40) *Privacy and American Business*, Special Issue on Consumer Privacy in Japan and the New National Privacy Law (November 2003), S. 24.
- (41) EU情報保護指令二三条第一項を参照されたい。「加盟国は以下のことを規定する。違法な取扱により、損害を被った者は、当該取扱に責任を負う者から損害賠償を請求する権利を有すること。」同条第二項によれば、加盟国は、責任を負う者がその損害が自己に帰せられえないものであることを証明する場合に免責される旨を規定できる。